第二十五条の七の四第一項から第三項までの規定中「第三十七条の九の四第一項」を「第三十七条の八第一項」に改め、同条第四項中「第三十七条の九の四第二項において準用する法第三十七条の七第五項」を「第三十七条の八第二項において準用する法第三十七条第六項」に、「（同条第二項」に改め、同条第五項中「第三十七条の九の四第二項において準用する法第三十七条の八第三項」に、「は、当該」を「は」に、「同項の」を「同条第四項の」に、「が当該」を「がこれらの」に改め、同条第六項中「第三十七条の九の四第二項において準用する法第三十七条の八第四項」に、「掲げる」を「定める」に、「法第三十七条の九の四第一項」を「同条第一項」に改め、同条第七項中「第三十七条の九の四第二項において準用する法第三十七条の九第一項第一号」を「第三十七条の八第四項第一号」に、「法第三十七条の九の四第一項」を「同条第一項」に改め、同条を第二十五条の六とする。

第二十五条の七の五第一項から第三項までの規定中「第三十七条の九の五第一項」を「第三十七条の九第一項」に改め、同条第四項中「第三十七条の九の五第一項」を「第三十七条の九第一項」に、「、第三十七条の七又は第三十七条の九の四」を「又は第三十七条の八」に改め、同条第五項中「第三十七条の九の五第一項」を「第三十七条の九第一項」に改め、同条第六項中「第三十七条の九の五第三項」を「第三十七条の九第三項」に改め、同条第七項中「第三十七条の九の五第一項」を「第三十七条の九第一項」に改め、同条第八項中「第三十七条の九の五第一項」を「第三十七条の九第一項」に、「、法第三十七条の五第三項」を「又は法第三十七条の五第三項」に改め、「又は法第三十七条の九第一項に規定する譲受け宅地」を削り、同条第九項中「第三十七条の九の五第一項」を「第三十七条の九第一項」に改め、同条を第二十五条の七とする。

第二十五条の八第十六項の表第二百五十八条第三項第一号及び第二号並びに第四項第一号イの項中「第四項第一号イ」を「第五項第一号イ」に改める。

第二十五条の九第十五項中「第二十五条の十三の八第二十三項」を「第二十五条の十三の八第二十六項」に改める。

第二十五条の九の二第五項中「第百六十七条の七第三項から第六項まで」を「第百六十七条の七第四項から第七項まで」に、「を適用する」を「並びに第二十五条の十二の三の規定を適用する」に改め、同条第十項第一号ハ中「第百六十七条の七第三項から第六項まで」を「第百六十七条の七第四項から第七項まで」に、「規定（」を「規定並びに第二十五条の十二の三の規定（」に改め、同条第十一項第一号中「第百六十七条の七第三項から第六項まで」を「第百六十七条の七第四項から第七項まで」に改め、「規定」の下に「並びに第二十五条の十二の三の規定」を加える。

第二十五条の十の二第一項中「並びに所得税法施行令第二編第一章第四節第三款及び第百六十七条の七第三項から第六項まで」を「並びに所得税法施行令第二編第一章第四節第三款及び第百六十七条の七第四項から第七項まで」に、「の適用については、次」を「並びに第二十五条の十二の三の規定の適用については、次」に改め、同項第二号中「第百六十七条の七第三項から第六項まで」を「第百六十七条の七第四項から第七項まで」に改め、「の規定」の下に「並びに第二十五条の十二の三の規定」を加え、同条第九項第三号中「第二十五号」を「第二十六号」に、「第二十六号」を「第二十七号」に改め、同条第十一項第二号イ及び第十二項第一号中「第百六十七条の七第三項から第六項まで」を「第百六十七条の七第四項から第七項まで」に、「規定（」を「規定並びに第二十五条の十二の三の規定（これらの規定を」に、「適用される」を「適用する」に改め、同条第十四項第二十八号を同項第二十九号とし、同項第二十六号中「次に」を「イ及びロに掲げる要件又はハに」に改め、同号に次のように加える。

ハ　第二十五条の十三の八第五項（第一号に係る部分に限る。）又は第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定により移管されること。

第二十五条の十の二第十四項第二十六号を同項第二十七号とし、同項第二十五号中「次に」を「イ及びロに掲げる要件又はハに」に改め、同号に次のように加える。

ハ　第二十五条の十三の八第八項（第一号に係る部分に限る。）（同条第十八項において準用する場合を含む。）の規定により移管されること。

第二十五条の十の二第十四項第二十五号を同項第二十六号とし、同項第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五　居住者又は恒久的施設を有する非居住者が取得した特定譲渡制限付株式等（所得税法施行令第八十四条第一項に規定する特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式をいう。以下この号において同じ。）で、特定口座（当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の当該特定口座を開設する金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座以外の口座（非課税口座及び未成年者口座を除く。）において当該特定譲渡制限付株式等がその取得の日から引き続き当該特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該特定口座以外の口座に保管の委託がされている場合における当該特定口座に限る。以下この号において同じ。）への受入れを、当該特定譲渡制限付株式等の同項に規定する譲渡についての制限が解除された時にその制限が解除された特定譲渡制限付株式等の全てについて、当該特定口座以外の口座から当該特定口座への振替の方法により行うもの

第二十五条の十の二第二十三項中「第百六十七条の七第三項から第六項まで」を「第百六十七条の七第四項から第七項まで」に、「規定（」を「規定並びに第二十五条の十二の三の規定（これらの規定を」に、「適用される」を「適用する」に改め、同条第二十五項第一号中「第百六十七条の七第四項から第七項まで」に改め、「の規定」の下に「並びに第二十五条の十二の三の規定」を加え、同条に次の一項を加える。

26　居住者又は恒久的施設を有する非居住者が開設する特定口座に係る特定口座内保管上場株式等を発行した法人は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該特定口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他特定口座内保管上場株式等の取得価額の計算に関し参考となるべき事項を通知しなければならない。

一　当該法人が所得税法第二十四条第一項に規定する分割型分割を行つた場合　当該分割型分割を行つた旨及び当該分割型分割に係る所得税法施行令第六十一条第二項第二号に規定する割合

二　当該法人が所得税法第二十四条第一項に規定する株式分配を行つた場合　当該株式分配を行つた旨及び当該株式分配に係る所得税法施行令第六十一条第二項第三号に規定する割合

三　当該法人が所得税法第二十五条第一項第四号に規定する資本の払戻し又は解散による残余財産の分配（以下この号において「払戻し等」という。）を行つた場合　当該払戻し等を行つた旨及び当該払戻し等に係る所得税法施行令第六十一条第二項第四号に規定する割合（当該払戻し等が同法第二十四条第一項に規定する出資等減少分配である場合には、当該出資等減少分配に係る同令第六十一条第二項第五号に規定する割合）

第二十五条の十の四第一項第一号中「規定する書類」の下に「（その者の氏名又は住所の変更をした場合にあつては、当該書類又はその者の変更前の氏名若しくは住所及び変更後の氏名若しくは住所を証する住民票の写しその他の財務省令で定める書類。以下この号において「本人確認等書類」という。）」を加え、「当該書類」を「当該本人確認等書類」に改める。

第二十五条の十の九第五項中「同項第二十五号イ」を「同項第二十六号イ」に改める。

第二十五条の十の十第六項中「第四条の六の二第九項」を「第四条の六の二第二十三項」に改める。

第二十五条の十の十一第四項第一号中「第百六十七条の七第三項から第六項まで」を「第百六十七条の七第四項から第七項まで」に、「規定（」を「規定並びに第二十五条の十二の三の規定（これらの規定を」に、「適用される」を「適用する」に改め、同条第六項中「（昭和三十七年法律第六十六号）」を削る。

第二十五条の十一第六項の表第十六項の表第二百五十八条第三項第一号及び第二号並びに第四項第一号イの項の項及び同条第七項の表第十六項の表第二百五十八条第三項第一号及び第二号並びに第四項第一号イの項の項中「第四項第一号イ」を「第五項第一号イ」に改める。